

公

告

県営土地改良事業（新郷下番地区 農業用排水施設（経営体育成基盤整備）事業）計画を変更するため、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第4項の規定に基づく協議をするに当たり、第88条第6項において準用する同法第87条の2第8項の規定により公告し、変更後の土地改良事業の計画の概要を縦覧に供する。

また、変更後の土地改良事業の計画の概要に意見がある者は、第88条第6項において準用する第87条の2第9項の規定により、意見書を提出されたい。

なお、縦覧に供すべき書類の名称、縦覧の期間、場所および意見書の提出方法等については下記のとおりである。

令和8年10月19日

福井県知事 石田 嵩人

記

1 縦覧に供すべき書類の名称

新郷下番地区 農業用排水施設事業 変更計画概要書

【県営経営体育成基盤整備事業（土地総）】（令和8年度 第1回変更） の写し

2 縦覧の期間

令和8年10月19日（月）から令和8年11月17日（火）まで

3 縦覧の場所

坂井市産業政策部農業振興課

坂井市産業政策部農業振興課ホームページ

あわら市経済産業部農林水産課

あわら市経済産業部農林水産課ホームページ

4 意見書の提出の方法等について

(1) 意見書の提出先

〒913-8511 福井県坂井市三国町水居17番45号 坂井合同庁舎内
福井県坂井農林総合事務所農村整備部計画管理課

(2) 意見書の提出期限

令和8年11月17日

(3) 意見書の提出上の注意

ア 意見書の様式は任意ですが、提出する意見は日本語に限ります。

イ 意見書は公表する場合があると同時に、提出された意見に対して個別に回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

ウ 意見書には個人にあっては住所・氏名・性別・年齢・職業を、法人にあっては法人名・所在地を記載してください。これらは公表させていただく場合があります。